

令和8年度ぐんま尾瀬入域協力金実証実験 Q&A

①なぜ尾瀬国立公園で入域協力金を集めるのでしょうか？

→尾瀬国立公園の管理（木道・登山道の維持管理、自然景観の保全など）については、国や自治体のほか、土地所有者等の様々な関係者が行っています。しかし、地理的条件等もあり、尾瀬への物資搬入はヘリコプターで行う必要がある等、多額の費用が必要となっています。尾瀬の自然を守りながら、多くの方に尾瀬を楽しんでいただく仕組みづくりを目指し、令和8～9年度に任意の協力金の社会実験を行います。

②集めた協力金の使い道は誰が決めるのでしょうか？

→ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会（群馬県、環境省関東地方環境事務所、片品村、（公財）尾瀬保護財団、山小屋組合、土地管理者等、尾瀬国立公園（群馬県域）の維持管理に関わる関係者で構成）で協議の上、決定します。具体的な使い道は、協議会 HP で公表します。

③協力しなければならないのでしょうか？

→本協力金は、あくまでも任意であり、強制ではありません。一口500円は目安額です。本事業へのご理解とご協力をお願いします。

④実証実験は、有人のときと無人のときがあるそうですが、協力金はどのように渡せばよいですか？

→8月10～19日の実証実験では、協力金の収受員を配置しますので、協力金は収受員にお渡してください。また、不在になる時間帯や無人のときもあります。その場合には、設置してある協力金箱に入れてください。なお、協力者証は、協力金箱の近くに設置しますので、ご協力いただいた方は各自でお

持ちください。ツアー催行者などの団体の取扱いについては、別途、事務局にご相談ください。

⑤尾瀬の山小屋に宿泊する予定ですが、その場合の協力金も500円でいいですか？

→山小屋で宿泊する場合にも、日帰りと同様、目安は1口500円です。（協力金の金額はあくまでも目安ですが、2口以上も歓迎します。）

⑥福島から入域する場合にも協力することはできますか？

→協力金の收受場所は、群馬県側の入山口の鳩待峠と大清水ですので、こちらに出域する場合は協力いただけます。福島県側から入域した場合であっても、趣旨に賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

⑦協力金のほか、トイレチップにも協力する必要がありますか？

→協力金は公衆トイレの維持管理には使わない予定です。公衆トイレの維持のため、トイレを利用した際には、トイレチップにもご協力をお願いします。尾瀬の公衆トイレの維持には、汚泥をヘリコプターで搬出する等、多額の費用が必要となっています。

⑧キャッシュレス決済はどのように使えるのでしょうか？

→協力金箱に掲示するQRコードをスマートフォンで読み取り、必要事項を入力いただくことで、協力金を払うことができます。

⑨実証実験の期間中に尾瀬に行けないのですが、協力することはできますか？

→今回の協力金については、実証実験の期間中に鳩待峠か大清水の現地での協力をお願いしております。なお、地方自治体や（公財）尾瀬保護財団等の団体では、尾瀬の環境保全に活用する寄付を募集しています。

⑩外国通貨も利用できますか？

→日本円でのご協力をお願いしています。キャッシュレス決済も活用できますので、ご検討ください。

⑪尾瀬に複数回行く予定ですが、年間パスのような仕組みはありますか？

→令和8年度の実証実験では、年間パス等の設定を行っておりません。実証実験の期間中に複数回訪れる場合には、その都度、ご協力をお願いします。

⑫協力金の除外対象の「管理者」とはどのような人でしょうか？

→この協力金で「管理者」とは、木道や登山道等の管理者、工事業者、山小屋関係者のほか、警察・消防など、尾瀬の管理に関わっている者を指します。今回のぐんま尾瀬入域協力金実証実験は、みんなの尾瀬をみんなで守り、後世へ引き継いでいくため、利用者にも保護・管理に御協力いただく仕組みとして、任意の協力金の社会実験を行うものです。そのため、管理者は、利用者ではないので協力金の除外対象としています。